

Title	警視庁御雇外人ガンベ・グロース：続・明治法制史料雑纂（三）
Sub Title	Gambet Gross, an adviser to the Metropolitan Police Department of the Japan in the early Meiji era
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.6 (1965. 6) ,p.108- 116
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650615-0108

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

警視庁御雇外人ガンベ・グロース

続・明治法制史料雑纂(三)

手塚 豊

明治維新後のわが国警察制度の創設に、不朽の功績をのこしたの
 は、初代大警視川路利良であつた。⁽¹⁾ 警視庁の設置、警察行政の整
 備、行政警察と司法警察の分離、消防行政、交通、水上警察の確
 立、風俗営業の取締、監獄制度の刷新など、彼の献策によつて実現
 した警察制度の改革は、きわめて多方面にわたつている。これらの
 制度は、川路が欧州出張による直接の見聞を基礎にして立案したも
 のが多いが、一方、彼は在留外人中から適任者を招聘して新制度運
 用の顧問とし、また、警察官の教育にも当らせたのである。裁判医
 学教師のドイツ人デーニッツ (Wilhelm Dentitz) (明治八年十二月—
 十二年二月)、⁽³⁾ 裁判医学予科教授のオーストラリア人セレスニー (原
 語不明) (明治九年三月—十一年三月)、⁽⁴⁾ 警察顧問のフランス人ガンベ・
 グロース (Gambet Gross) (明治九年五月—十四年十一月) 等がそれ
 あつた。殊に、グロースは警察行政全般の顧問として、約五カ年半

にわたり警視庁、警視局に勤務した御雇外人であり、後年、日本政
 府に招聘され、わが警察界に多くの貢献をしたプロシヤ警察大尉ウ
 イルヘルム・ヘーン (Wilhelm Hehn) の先蹤として注目すべき人物
 であるが、これまでの明治史研究においては、ほとんど忘れられて
 いる。重久篤太郎、天野敬太郎編「明治文化関係欧米人名録」ある
 いは大日本文明協会編「明治文化に寄与せる欧米人の略歴」にも、
 彼の名は洩れており、それがためか、天野敬太郎編「幕末明治時代
 来朝欧米人に関する文献一覽」をみても、彼に関する研究、紹介の
 業績は見出しえない。もつとも、明治法制史関係の著書その他の中
 には、彼の名をあげて簡単な説明をしているものもあるが、他方、
 日本警察史の概説書においてすら、彼の名を全く逸しているものも
 ある。⁽⁹⁾

彼の事蹟がまとめて紹介されたのは、私の知る限りにおいて、終
 戦後、警視庁から出版された「警視庁史・明治編」が最初である。

同書には「仏人ガンベッタ・グロース顧問となる⁽¹⁰⁾」という項目を掲げ、西南戦争の最中に、彼がフランス治罪法の講義を行ったことを中心に、二百余の記述がある。しかし、それには、後に述べる刑法講義のことはなく、また、勤務期間、死亡年月日なども明記されていない。「警視庁史」が、彼をとりあげるのは当然であるが、それにしては寔に不十分な記事である。

私は、本稿で、これまでに知りえた史料——それは、私の涉獵不足から甚だ貧弱なものではあるが——にもとづき、彼の事蹟をたどつてみたいと思う。

○

ガンベ・グロースが日本に來朝したのは、明治六年四月^(二八七)である。一八二〇年の生れであるから、当時すでに五十歳をすぎている。フランス本国では、判事あるいは警察官吏を歴任していたが、帝政派であつた彼はフランス革命後の政治状況に不満をもち、海外移住を決意したと伝えられている⁽¹¹⁾。

横浜に居住して代言人を開業した彼は、明治八年四月、警視庁の委嘱をうけて英国領事裁判事件を担当した。これは同月十三日、工部省製作寮御雇外人マルチバラ・キングというイギリス人が、日本人少女を暴行した事件で、警視庁はグロースを代言人として英国領事館へ出訴したのである。被告側は無罪を主張し困難な事件であつたが、グロースの努力で日本側の勝訴になつた⁽¹²⁾。彼が大警視川路利良の知遇をえたのは、おそらくこの事件からであらう。

警視庁御雇外人ガンベ・グロース

明治九年五月十日、彼は警視庁の顧問に招聘された⁽¹³⁾。月俸三百円宿料五十円であつたが、これは川路大警視の俸給に匹敵する高給であつた。当時警視庁六等出仕であつた佐和正の回顧談によると、この登用は司法省御雇外人として著名のポアソナード (G. Poissonade) の推挙によるものである⁽¹⁵⁾。ポアソナードはグロースと親交があり、後掲碑文は、ポアソナード (薄阿瑛拿得) が、日頃、彼について「東来仏人可与談者独有君焉耳」と語つていたと伝えている。

東京警視庁は、明治七年一月十五日に創設されたものであるが、これは川路の建白書にもとづき、フランスの *Perfection de Police* の制に倣つたといわれている⁽¹⁶⁾。川路がフランス人を顧問にむかえたのは、そうしたことも一つの原因であらう。

グロースが警視庁に入つたのは、その開設後約二年、あたかも川路が警察制度の整備、充実に、才腕をふるいつつある絶頂期であつた。当時おこなわれた諸改革の蔭には、かならずや彼の助力があつたと推測されるが、残念ながら具体的確証はほとんどのこつていない。例えば、明治九年、行政警視事務を東京府から警視庁へ移す問題で、両者間に紛争を生じた際、川路大警視は「警視庁権限追加案」を参議伊藤博文に提出したが、同文書には「仏国巴里府警視の沿革並に実況」と題する調査書が、参考資料として添えられていたとい⁽¹⁷⁾う。この調査書などは、おそらくグロースが関係したものと思われるが、その証拠はのこつていないのである。

明治十年一月十一日、東京警視庁は廃止され、その事務はあらたに設けられた内務省警視局へ移された^(太政官布告第四号)。警視局の長である

大警視は「全国行政警察並監獄ノ施設ヲ監視シ其事務ヲ幹理」
(同年一月二十七日内務省無号達、警視官職制)した。同時に東京府下の警察事務も「直管」
(同年一月十六日内務省達)した。この状態は十四年一月十四日、警視庁が復置されるまでつづいた。川路は警視局になつてからも相変わらず大警視の職にあつたが、十二年十月十三日に逝去した。後任大警視は陸軍中将大山巖である。なお復置された警視庁の長官は、はじめ警視総監と称され(十四年一月十四日内務省第三号達、警視庁職制)、樺山資紀が任命された。

グロースの雇用期限は、最初一カ年であつたが、毎年更新され、十四年五月には半年延長された。¹⁸⁾すなわち、東京警視庁、警視局、警視庁と官制は変更しても、彼の雇用は変らなかつたのである。殊に、川路大警視の逝去後も、ひきつづき在職したことは、彼が庁内においていかに重んぜられていたかがわかるであろう。

○

グロースの警察部内における功績として、確実に判明しているものは、警察官に対するフランス治罪法および刑法の講義である。治罪法講義は、明治九年十月十二日から行われたが、この開講の次第を、「警視庁史稿」は、次のように述べている。¹⁹⁾

大警視川路利良、本邦治罪法未タ備ハラス、動モスレハ濫ニ家宅ニ侵入シ、人權ノ自由ヲ藐視シテ、恬然怪マサルノ輕率アルヲ痛慨シ、此弊習ヲ洗除セント欲ス。此時、司法省中ニ治罪法ノ講義ヲ開設スト聞キ、特ニ庁員ニ命ジ就テ之ヲ研究セシム。本庁「グロース」ヲ雇聘スルニ及ヒ、之ヲシテ仏國治罪法ヲ講セシメ、

僚属岡田豊、中村ハ八ラシテ之ヲ筆記セシム。(句読点、手塚以下同)
 司法省の治罪法講義というのは、ポアソナードにより行われたフランス治罪法のそれである。²⁰⁾また、当時、岡田は警視庁九等出仕、中村は十三等出仕であつた。通訳は別人であつたと思われるが、明らかでない。因みに、中村はその後果進し、明治二十六年、官房第二部長として「警視庁史稿」の執筆、編纂に従事した人である。²¹⁾

この講義の開講中、西南戦争が勃発した。東京府下の警察官は、警視隊を編成して逐次動員されたので、明治十年四月には、定員六千名の中、約四千名が残留したにすぎない。²²⁾川路大警視も三月十九日、陸軍少将に任ぜられ、別働第四旅団長として出征、警視局内は騒然たる状況になつた。しかし、グロースの治罪法講義は、この戦争中もひきつづいて行われたのであり、これについては、次のようなエピソードが前掲警視庁史稿に伝えられている。²³⁾

西南ノ役起ル。人々意ヲ聴講ニ留メス、争ヒテ討伐ニ従事セント欲シ、于役ノ事ヲ以テ哀請スル者アルニ至ル。而シテ岡田、中村二氏モ亦以テ言ヲ為ス。是ニ於テ大警視悲然憚ハスシテ曰ク、卿等方今国家に尽スヘキモノ頗ル多端ナリ：我政典ヲシテ欧州各国ニ抗衡セシメントスルハ、最モ急務トスル所ニシテ、卿等今日講得スル所ノ学力ヲ発達シ、以テ国家及ヒ本庁ノ資益ニ充テハ、其戦闘ニ向テ区々ノ力ヲ致スト、其得失大小果シテ奈何ンヤ。卿等思ハサルノ甚シキモノナリ。吾レ一庁ノ長官ニ任シ、治謀征戦、講字ニ違アラスト雖モ、然トモ一方ノ騒乱ニ由テ此有益ナル講筵ヲ閉廃スル能ハス。卿等ニシテ此言アル、実ニ吾力失望

ノ極ナリ。且論シ、且論シ、其言情懇摯ナル二氏モ亦感動シテ肝腸為メニ裂ケントス。是ニ於テ二氏自ラ特操ナク、流俗ノ行為ニ倣ヘルヲ悔ヒ、翻然初志ニ反リ、常務ノ余間ハ修学ノ外、復タ他念ナク、常ニグ氏ニ陪坐シ、其口授スル所ヲ筆記シ、終ニ其底蘊ヲ竭セリ。

慶応四年五月、上野の砲声を聞きつつ芝新錢座の塾で講義をつづけた福沢諭吉の逸話は、余りにも有名であるが、川路大警視とグロース講義の一件も、それに類する佳話ではなからうか。

(26) 明治十一年七月八日、全二四六回を以て、治罪法講義は完了した。この講義からふかい感銘をうけた庁員は、さらにフランス刑法の解説を熱望した。川路大警視は、その向学心を喜び、同年十二月二十四日より、ふたたびグロースを教師として、フランス刑法の講義を開いたのである。(27) 当時、わが刑法と治罪法は編纂中であり、その原案はいずれもポアンナードの起草に係るものであった。(28) 法律実務に携る警察官が、それらの母法であるフランス法の知識を、いかに渴望したかは、容易に推察できるであらう。この刑法講義は、前後二二回、三カ年の長期にわたつて継続し、十四年十一月七日に終了した。(29)

これら二つの講義筆記は、警視庁から出版された。「仏国治罪法講義」全三冊と、「仏国刑法講義」全三冊がそれである。当初は、数回分の講義をまとめた分冊として印刷され、後に三冊ずつの洋装本として発行されたのである。

グロースの講義は、単にフランス法の逐条解釈を行うのみでなく、日本においてもそうした立法がなぜ必要かを懇切に説明している個所のあるのがめだつ。これは、当時かなり多く出版されたフランス法註釈書の中にあつて、異色ある点であり、読者には非常に参考になつたと思われる。

例えば、明治十一年三月十二日、第一二六回治罪法講義において、彼は陪審制度の詳しい解説を行い、最後に次のように述べている。(32)

西洋各国ニ於テ裁判上陪審ヲ用ヒサル者ハ殆ト之ナシ。然ルニ未開ノ国ニ在テハ人民自治ヲ貴ハサルヲ以テ、国民タル者、其本分ノ権利ヲモ舎テ間ハス。或ハ其何物タルヲ知ラス。故ニ裁判参与ノ権即陪審タルカ如キモ、自ラ之ヲ喜ハス、却テ重任不使ノ事トナシ、因習ノ久シキ、遂ニ第二ノ天性トナルカ如シ。故ニ人民タル者、何事ニヨラス、己レ自ラ為ンヨリハ寧ロ官ノ為ル所ヲ聴クニ如カスト為シ、之カ政府タル者モ、亦人民ヲシテ国議ニ参与セシムルコトヲ嫌忌シ、専裁抑圧、以テ自ラ得タリト為スヲ免レス。概スヘキノ至リナラズヤ。

夫レ陪審ハ国民ノ義務ヲ以テ進テ裁判ニ列シ、其正義公道ノ心ヲ以テ、罪ノ有無ヲ判断スル者ニシテ、即是官吏外臥時ノ判官ナリ。故ニ陪審ハ刑事ノ裁判ニ向テ、人民参与ノ権ヲ行フ者ト謂フ可シ。今也日本ニ在テハ刑法ノ草案已ニ成レリト。則治罪法

ノ選定モ亦遠キニアラサル可シ。予ヨリ其陪審ノ設ケアラシテ
 信ス。意フニ治外法権ヲ恢復スルハ、独リ刑法ニアラスシテ治罪
 法ニアリ。而シテ治罪法中ノ要点ハ、即陪審ノ設立如何ニアリ。
 陪審アラルニアラサレハ、何ヲ以テ治外法権ヲ恢復スルヲ得ン。

(句読点、手塚
以下同シ)

グロースの推測したごとく、当時編纂中のわが治罪法の最初の頃の
 草案すなわち、ポアソナード起草案と、それを多少修正した治罪
 法案には、陪審制の規定があり(第九〇条)、起草者ポアソナード
 は、「治罪法草案註釈」において「此制度タル欧米諸國ノ法典ニ載
 ス所ニシテ、或ル論者ハ、日本ニ於テハ恐ラクハ尚早カラント思考
 セシモ、是レ日本ノ法制ヲ他國ノ法制ト同等ノ地位ニ置クニ於テハ
 必要ナルカ如シ」と述べ、その実現を期待していたが、審査の過程
 で削除されたのである。それはともかく、グロースの講義における
 主張は、陪審の何たるかを知らない人々に対しても、啓蒙的役割を
 果たしたであろう。

次にまた、明治十一年三月二十二日、第一一九回治罪法講義にお
 いて、拷問制度に関する見解を、次のように述べている。

治罪法原則ニ於テ、被告人裁判宣告ヲ受ケサル前ハ、目シテ罪
 人ト為スヲ得サル者、是レ一被告人ヲ保護スルノミニアラスシ
 テ、即チ一般人民ノ權利ヲ保持スル所以ナリ。

東洋諸國ノ如キハ、罪ノ輕重ヲ問ハス、一被告人ヲ得レハ、之
 ヲ拘留繫縛スルコト、恰モ禽獸ノ屠場ニ登ル者ト一般ナリ。而テ
 其訊問ヲ為スヤ、毆打拷責加フルニ罵言凌辱或ハ威迫シテ招承ヲ

為サシム。若シ其事無実ニ帰シテ、官吏誤認ノ過タラントスレ
 ハ、更ニ其旧惡又ハ隠私ヲ穿鑿許シ、百方罪科ニ陥レントスレ
 計ルニ至ル。其囚人ノ囹圄ニ在ル者ヲ見ルニ、大概子癯瘦骨立、
 殆ント人色ナシ。是豈人類ヲ勉スルノ法ナランヤ。

我仏國ニ在テハ故ナク繫縛スルヲ得サルノミナラス、付スルニ
 代弁ノ權ヲ以テシ、与フルニ控訴上告ノ利ヲ以テシ、唯其或ハ冤
 枉アランコトヲ恐ル。絶テ罵詈凌辱ノ事アラシヤ、況ンヤ拷責威
 迫ニ於テヲヤ。(中略)

今や日本致々トシテ刑法改正ニ着手セルヲ以テ、其完全無虧ノ
 法章ヲ制定シ、東洋一般ノ陋習ヲ蟬脱スルハ、蓋シ遠キニアラサ
 ルヘシ。是レ予輩ノ素ヨリ保証スル所ト雖モ亦能ク治罪法ヲ編制
 シ、大小官吏ノ暴横ヲ制シ、被告人ヲ無罪視スルノ原則ヲ確定ス
 ルニ非スンハ、猶ホ未タ人民ノ幸福ト云フヲ得ス。

拷問制度を中心に、彼我刑事裁判の相違を論じ、わが国治罪法の
 あるべき姿を説いているのである。

徳川時代からひきつぎ行われていた拷問は、明治七年頃からよ
 うやく廃止論があらわれ、とくにポアソナードの意見書(八年四月と
 五月)に動かされた政府は、九年六月、改定律例の「口供結案」を
 「断罪依証」に改正し、また、同年八月の司法省達で「断罪証拠」
 の件を制定するなど、漸進的廃止の措置を講じた。しかし、實際司
 法界から拷問を駆逐することは容易なことではなく、九年十二月、
 神戸裁判所長松岡康毅の書いた文書の一節に「警察官問々拷打を用
 ゆる者あるか故に、公判の日に当り、其主証とする所の口供、本人

は翻異認めず、曰く前日訊杖の刻、繩責の苦、身体勝ふる能はずして誣言するのみと、「恐らくは全国必ず同一ならん」とあるは、その実状を物語つてゐる。また、西南戦争の被告取調にも、拷問はその跡を絶つていない。⁽³⁹⁾グロースが、拷問廃止を説いたのは、その直後のことである。当時の警視庁内では、拷問制度をめぐる「是非是失の如何が研究され、随分喧しい議論の花が咲いていた」と、佐和前掲談話は述べているが、これは、グロース講義の影響かも知れない。基本的人権の尊重と、拷問制度廃止の提唱は、警察官の中にも、相当の反響を呼んだことが、十分に推察されるからである。因みに、拷問制度が法律上、完全に廃止されたのは、明治十二年十月八日、太政官布告第四二号発布以後のことであつた。⁽⁴¹⁾

さらにまた、グロース講義の中には、しばしば憲法制定の必要が説かれてゐる。例えば前述の陪審制度と関連して、

陪審ノ設ケアルニ至ルモ、猶或ハ其治外法権ヲ恢復シ得サランコトヲ恐ル。仮令法律ハ宇内上流ノ地位ヲ占ムルニ至ルモ、以テ治外法権ヲ恢復スルヲ得サル可シ。蓋シ政体ハ人民ノ精神ニシテ、憲法ハ則諸法ノ根基也。故ニ憲法立テ始メテ国ニ法アリト謂ツ可ク、政体定ツテ始メテ国ノ精神備具スト謂フ可キ也。

諸君、且ツ宇内文明ト称スル者ヲ回顧セヨ、政体未タ定マラサル者アルカ、憲法未タ立サル者アルカ、欧州各国々勢ノ旺盛ナル所以ハ果シテ安クニカ在ル、請之ヲ熟思スルアラシノミ。⁽⁴²⁾と述べ、さらに前述の拷問廃止、治罪法確立のためには、法ヲ制定スルハ唯政府官吏ニノミ其権ヲ帰スベカラズ。何トナ

警視庁御雇外人ガンベ・グロース

レバ、政府ノ定ムルコトハ政府又自カラ改ムルヲ得、今一旦勢ニ乗シテ其法ヲ制定スルモ、政府不便ヲ生スレハ、又忽チ之ヲ改刪ス。故ニ法律ヲ制定スルニハ、先ツ国会ヲ設立シ、憲法ヲ明示シ、此ニ始メテ其効ヲ見ルヘキノミ。⁽⁴³⁾

と説いているのが、それである。こうした主張も、聴講者並に読者に、つよい感銘をあたえたであろう。要するに、グロースの講義は、法律の技術的な註釈を教えるだけではなく、あたらしい日本が立憲国家たるべき理想を説いた格調たかいものであつたといえるのである。

○
明治十四年十一月、刑法講義終了の際、時の警視總監は前述の樺山資紀であつたが、彼は盛宴を開いてその終業を祝し、グロースの功労を讃えと共に、治罪法講義以来五年間、筆記の任に當つた中村与八の労苦をねぎらつたとのことである。⁽⁴⁴⁾同月九日、グロースは満期解職となり、約五年半にわたつた警視庁顧問生活にわかれを告げた。その後、旬日を出でずして彼は急逝したのである。

明治十四年十一月二十二日・東京日々新聞は、次のように報じてゐる。

警視庁の御雇なる仏国人カンベ・グロース氏は多年同庁にて警察上に尽力せし功を以て勲四等にも叙せられしが去る十八日突然赤痢症に罹り同日午後八時六十三年を以て大学医学部の病室にて死去せられたり。

同日・郵便報知新聞には、葬儀その他についてさらにくわしく、次の記事がある。

警視庁の御雇なりし仏国人ガンベ・グロース氏(六三年)は月給四百円宿料五十円づつを賜はりしが既に満期解雇となり帰国さるべきの処病氣にて療養中でありしが、遂に去る十八日死去せられ昨日午後三時三年町の寓舎出棺にて青山墓地へ送葬されたり樺山警視總監を始め警視警察吏各屯所長及び巡査三百名に儀仗兵一小隊が見送られ賑やかなる事にてありし。

青山墓地内警視庁墓地に葬られたのであるが、これについて、同月二十四日・東京横浜毎日新聞は「同氏が墳塋は故川路大警視の側なりと之れは大警視が在世中殊に氏を信任せしに依るといふ」と述べている。

また、前掲警視庁史稿は、同年十二月十二日の条に、左の記事を掲げている。⁽⁴⁶⁾

本庁雇用ノ仏国人「ガンベグロース」ニ祭祀料ヲ下賜ス。「ガンベグロース」ハ九年五月雇用シ本年十一月ニ至テ満期其約ヲ解ク。而シテ五ヶ年ノ間、勉勵一日ノ如ク、凡ソ警察ニ関スル百端ノ顧問、其他仏国法典ノ講義、外国ニ対スル疑難ノ件等、都テ規画ニ功勞アルヲ以テ、往キニ勲章ヲ賜ハラシコトヲ申請シテ、勲四等ニ叙セラレ、尋テ又慰勞金五百円ヲ給与センコトヲ内務省ニ稟候セリ。而シテ偶病没スルカ故ニ更ニ祭祀料ト為シテ之ヲ賜フト云フ。

明治十五年九月、墓地に、「仏国法律博士監北特格羅士」の墓碑

が建立された。日本における功績をたたえた碑文は、当時の一等警視佐和正の撰したものである。

- (1) 杉山幹「警察物語」(昭和十七年)・二二七頁以下。
- (2) 中村徳五郎「川路大警視」(昭和七年)・七八頁以下、一二三頁以下、三〇九頁以下等参照。
- (3) 「警視庁史稿」上巻(庁府警察沿革史・其の一)・昭和二年・一〇四頁、二二八頁。
- (4) 前掲書・二二四頁、一七〇頁。「裁判医学予科教授」の意味は明らかでないが、ドイツ語の教師であつたかも知れない。
- (5) 重久篤太郎、天野敬太郎「明治文化関係欧米人名録」・團研究第一〇巻四号(昭和十二年)五四七頁以下。
- (6) 「明治文化に寄与せる欧米人の略歴」・「明治文化発祥記念誌」(大正十三年)附録一頁以下、「明治文化に寄与せる欧米人の略歴追記並正誤」・「明治文化の記念と其批判」(大正十四年)・八九頁以下。
- (7) 天野敬太郎「幕末明治時代来朝欧米人に関する文献一覧」・観光第二巻二号(昭和十七年)・三九頁以下。
- (8) 例えば小早川欣吾「明治法制史論」下巻・七一四頁―七一五頁。手塚竜磨「東京の大学」(都史紀要十・昭和三十八年)・一七一頁。
- (9) 山本一雄「日本警察史」・二二八頁以下は警視庁の沿革を取扱うにもかかわらずグロースの記事はない。
- (10) 「警視庁史・明治編」(昭和三十三年)・一一四頁―一一六頁。
- (11) 後掲の青山墓地碑文に拠る。

(12) 前掲警視庁史稿・九五頁。

(13) 前掲書・一三一頁。

(14) 大警視は勅任三等で月俸三百五十円である(明治九年七月「官員録」表一の表)。

(15) 中村・前掲川路大警視・三三六頁。

(16) 小早川・前掲書・七一四頁。

(17) 中村・前掲川路大警視・一七一頁。

(18) 前掲警視庁史稿によると、十年五月十日、十二年四月十八日、十三年五月十六日にそれぞれ一カ年延長の記事がある(一八二頁、二三五頁、二五九頁)。十一年五月と十四年五月における延長の記事は、もれたのであろう。とくに後者における更新期間は、後述の同年十一月九日契約満期から逆算して、半カ年であつたと思われる。刑法講義の終了をみこして、とくに半年だけ延はしたのかも知れない。

(19) 前掲警視庁史稿・一四三頁。

(20) 「名村泰蔵訳、ポアソナード「仏国治罪法講義」(明治十二年・司法省蔵版)は、その講義を印行したものであろう。

(21) 明治九年七月「官員録」・九五枚表、九六枚裏。

(22) 前掲警視庁史稿・序文参照。

(23) 前掲書・一八一頁。

(24) 前掲書・一四三頁―一四四頁。

(25) 「福沢諭吉伝」第一巻・六〇八頁―六一一頁。

(26) 前掲警視庁史稿・一四四頁。

(27) 前掲書・二二二頁。

(28) 小早川・前掲法制史論・一〇七二頁、石井良助「明治文化史・法制編」(昭和二十九年)・四三六頁。

警視庁御雇外人ガンベ・グロース

(29) 前掲警視庁史稿は、終語日を「十一月七日」としている(二二二頁)。中村・前掲大警視も、その日附を踏襲している(三〇四頁)。

しかし、後述のごとく、満期解約日が十一月九日であつたから、「十一月七日」は「十一月七日」の間違ひと思われる。

(30) 全三冊本の発行日は、日附を欠くので明らかでない。小早川教授が「九年十二月、警視庁より刊行さる」(前掲法制史論・七一五頁)といわれるのは、三冊本以前の第一分冊本(第一回第二回講義)の発行日である。

(31) 堀田正忠「治罪法積義」(明治十五年・警視局蔵版)附載の広告によると「明治十二年五月第一号、以下分冊」とあるが、全三冊本の刊行日は、筆者未見のため不明である。なお、明治文化全集「法律編 附録の「法律学年表」には、明治十二年の項に同書載せて「明治十四年八月第五十六号を以て完了す」(六〇六頁)とあるが、しかし、当時まだ講義は継続中であり、後に全三冊本が刊行されたことから考えると、「完了」とあるは、誤りであらう。

(32) クロース「仏蘭西治罪法講義」第一一五回第一一六回合冊・二三四頁―二六頁。

(33) 「治罪法草案比照」・五四頁―五六頁。

(34) 尾佐竹猛「明治文化史としての日本陪審史」(大正十五年)・一五九頁より引用。

(35) 小早川・前掲法制史論・一〇九二頁―一〇九三頁、尾佐竹・前掲陪審史・一四六頁以下。

(36) グロース・前掲治罪法講義・第一一七回第一一八回第一一九回合冊・四一頁―四四頁。

(37) 明治時代の拷問については、拙稿「明治初年の拷問制度——その廃止過程の一研究——」・「明治初期刑法史の研究」・一〇九頁以

下参照。

(38) 大山卯次郎「松岡康毅先生伝」〔昭和九年〕・三〇頁。

(39) 註37に同じ。

(40) 中村・前掲大警視・三三七頁。

(41) 註37に同じ。

(42) 註32に同じ。

(43) 註36に同じ。

(44) 前掲警視庁史稿・二二二頁―二二三頁。当時、中村は警視属であつた（明治十四年八月「官員録」・一九七枚裏）。なお、岡田豊は、途中で筆記役を退いたのか、あるいはグロース講義終了の際、警視庁に在職していなかつたためか（明治十三年九月「官員録」・三九枚表には、警視局の一等警視属として在職しているが、明治十四年八月「官員録」・警視庁の部には、その名がみえない。同年一月、警視局が警視庁へ改組の際、退職したものであろうか）、どちらかの理由で樺山総監の賞詞をうけられなかつたのであろう。

(45) 前掲書・二五九頁。

(46) 前掲書・三四三頁。

(四月十五日・稿)